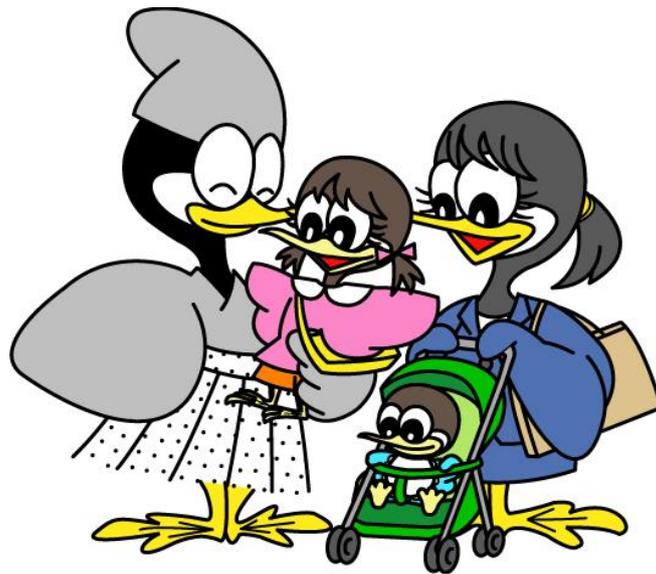


せいかつ ほ ご 生活保護のてびき



この「てびき」は、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{せいど}の制度^{せつめい}について説明したものです。
わからないこと^{そうだん}や相談^{かた}がある方は^{たんとういん}担当員^{こえ}までお声かけ^といただくか
電話^{でんわ}（代表^{だいひょうばんごう}番号^と：058-265-4141）で^あお問い合わせ^ともできます。
^{ひつよう}必要^みなときに見^{たいせつ}ることが^{ほかん}できる^とよう、大切に^と保管^{ほかん}してください。

ぎふ しふくしじむしょ せいかつふくしいっか にか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課

れいわ ねん がつむいか はっこう
令和4年9月6日 発行

目 次

せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的	1
ほ ご しんせい けってい なが 保護の申請から決定までの流れ	2
ほ ご しゅるい 保護の種類について	8
ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法	11
せいかつ ほ ご う かた けんり 生活保護を受けている方の権利	12
ふふくもうした 不服申立てについて	13
せいかつ ほ ご う かた ぎ む 生活保護を受けている方の義務	14
とどけで しんこく ひつよう 届出（申告）が必要なもの	16
せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう しゃっきん 生活保護受給中は借金をしないでください	20
ほ ご ひ かえ 保護費を返さなければならないとき	21
いりょうきかん じゅしん 医療機関を受診するときは	23
たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは	25
みんせいいいん じどういん 民生委員（児童委員）とは	25

せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的

わたし びょうき はたら りべつ しべつ しゅうにゅう
私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入
がなくなったり、年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな
じじょう せいかつ こま
事情で生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご せいど しさん のうりょく せいど
生活保護制度は、このようなとき、資産や能力、さまざまな制度を
かつよう せいかつ な た せたい たい くに いってい きじゅん
活用してもなお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に
したが ひつよう ほ ご おこな さいていげんど せいかつ ほしょう
従って必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、
じりつ せいかつ おく しえん もくてき
自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



ほご しんせい けつてい なが
保護の申請から決定までの流れ

相談

せいかつ こま けいけい せたい じょうきょう
生活に困った経緯（いきさつ）や世帯の状況について
そうだんいん き
て相談員がお聞きします。
せいかつ ほご せいど せつめい
生活保護制度について説明させていただくとともに、
ほか せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。
でんわ そうだん
電話で相談もできます。

申請

しんせい ほんにん ふようぎむしゃ おや こ きょうだいしまい
申請は本人だけでなく、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹
とう また せいねんこうけんにん
等）又は成年後見人もできます。
しんせい しょうてい しょうい きにゅう
申請にあたり所定の書類に記入していただきます。

調査

ふくしじむしょ せいかつふくしikka にか しょういん
福祉事務所（生活福祉一課・二課）の職員があなたの
かてい ほうもん ほご ひつよう しょうたい
ご家庭などを訪問し、保護が必要な状態であることを
ちょうさ せたい かたぜんいん きょうりよく ねが
調査します。世帯の方全員の協力をお願いします。
しょうれき せいかつれき きょじゅう じつたい せいかつ しょうにゅう
職歴などの生活歴や居住の実態、生活や収入、
しさん けんこうしょうたい ちょうさ
資産のほか、健康状態なども調査します。

決定

しんせい ひ げんそく か とくべつ じじょう
申請があった日から原則14日（特別な事情がある
ばあい にち いない ほご う けつてい
場合は30日）以内に保護が受けられるかを決定し、
しょうめん し きゃっか ほご う
書面でお知らせします。却下（保護が受けられない）の
ばあい せいかつ ほご そうだん
場合であっても生活保護の相談はいつでもできます。

1 相談（生活に不安を感じたとき）



生活に困ったり、生活保護のことを
お聞きになりたい方は生活福祉一課・
二課にご相談ください。
相談時には、生活や資産の状況、
親族との交流状況などを確認させて
いただきます。

プライベートな部分もあるため、お
話はできる範囲で構いません。気軽に
ご相談ください。

相談の中で、生活保護制度について
詳しく説明を聞き、生活保護の利用が
必要な場合には申請してください。

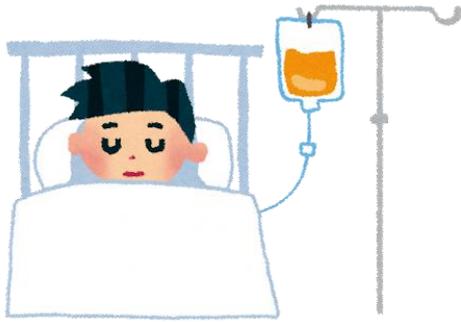
2 申請（意思があればどなたでもできます）



生活保護の利用には、本人の意思で
申請することが必要です。申請書類に
必要事項を記入して生活福祉一課・
二課まで提出してください。

申請に伴い、調査に必要な書類や
資産状況を確認できる資料などを求
めることがあります。

何らかの事情で本人が申請できない
ときは、親族などが代理で申請するこ
ともできます。



明らかに急迫した状況にあるときは福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

外国人の方は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない、永住、定住などの在留資格を有する人に限られます。外国人の方は、原則、住民登録をしている居住地で保護の申請を行います。

また、申請者等が暴力団員であることが判明した場合には、原則として、既に申請している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合は暴力団を離脱しない限り申請しても却下となります。

3 調査



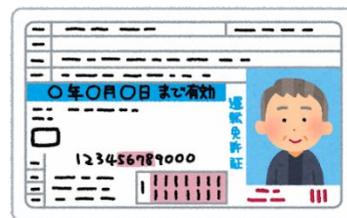
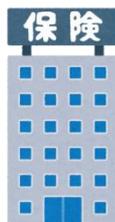
生活保護を申請されると、ご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族等の照会により、保護の要否や程度を判定するために必要な調査を行います。

調査を拒否したり、虚偽の申し立てをすると保護を受けられないことがありますので、調査へのご協力をお願いします。

＜調査の内容と生活保護制度について＞

(1) 生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関（銀行、郵便局など）や生命保険会社などに資産調査も行います。



売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。



【保有が認められない資産の例】

- 活用していない宅地、田畑や山林
- 活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比べて著しく高いもの



(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

求職活動（仕事を探すこと）を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。



(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けられる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうかを照会することがあります。

D V (家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合は照会を行わないこともあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、優先して活用していただきます。

4 決定

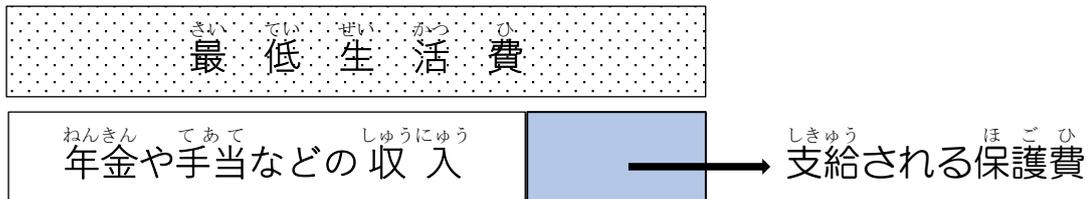
(1) 決定



さまざまな調査を行った後、保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が定めた保護基準によって計算したあなたの世帯に必要な「最低生活費」とあなたの世帯のすべての「収入」を比べ、最低限度の生活を送るために足りない分が支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合は、生活保護を利用できません。

(生活保護費の支給額の例)



(2) 結果通知

保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

保護が受けられるかは、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に通知します。

福祉事務所の決定に不服があるときは、不服の申立てができます。

(P.13「不服の申立て」を参照)

ほご しゅるい 保護の種類について

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ じょうきょう おう ひつよう ふじょ
生活保護には次の8種類の扶助があり、状況に応じて必要な扶助
を受けることができます。

1. せいかつふじょ 生活扶助

いしょく こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
衣食や光熱水費などの日常生活に必要な費用
こじん ねんれい せたい にんずう さんてい
個人の年齢や世帯の人数などで算定します。



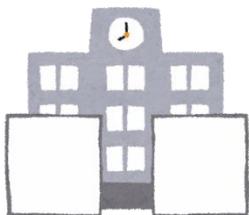
2. じゅうたくふじょ 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう
家賃・地代や住宅の補修などの費用



3. きょういくふじょ 教育扶助

こ ぎ む きょういく う ひつよう がくようひん きゅうしょくひ
子どもが義務教育を受けるために必要な学用品や給食費
などの費用



4. 医療扶助

病気やけがの治療のため病院などにかかる費用

医療費は現物給付のため、原則、自己負担金は発生しません。

治療材料や通院や転院のための交通(移送)費、施術など、要件にあてはまれば支給を受けられるものもあります。



5. 介護扶助

介護サービスを受ける場合に必要な費用



6. 出産扶助

出産の費用



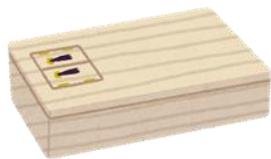
7. 生業扶助

高校就学や技能修得及び就労のために必要とする費用など



8. 葬祭扶助

葬祭の費用



その他、国民年金保険料やNHK放送受信料、市・県民税や
し尿処理手数料などの減額や免除を受けられることがあります。
申請が必要なものもありますので、ご相談ください。

ほごひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法

1. 毎月の保護費は、原則として毎月1日（1日が土日や祝祭日の場合はその直前の平日）に指定の金融機関に振り込まれます。
2. 臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給されるか、原則として毎月5日、15日、25日（土日や祝祭日の場合はその直前の平日）に臨時的に支給されます。
3. 生活保護はその全部を金銭で支給するものではありません。医療扶助など福祉事務所があなたに代わり直接関係先に支払うもの（現物給付）もあります。
4. 住宅扶助費を受給する世帯には、福祉事務所から直接家主などに家賃（共益費を含む）や地代相当額を支払う「代理納付」という制度があります。毎月入金する負担を軽減できるほか、未払い防止や現金を扱う必要がなくなるなどのメリットがありますので、ご相談ください。



生活保護を受けている方の権利

1. 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
2. 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

<参考>生活保護法

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第57条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

ふふくもうした 不服申立てについて

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に岐阜県知事に対して審査請求を行うことができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、外国人の方は審査請求を行うことができません。

＜参考＞生活保護法

（審査庁）

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項（第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

生活保護を受けている方の義務

1. 生活向上に向けた努力をする

(1) 働ける能力のある方

働ける方はその能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。(能力があっても働かない方や働いていてもその能力に比べ収入が低い方に指導・指示を行い、守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。)

働いて得た収入は、毎月指定日までに給与明細と一緒に収入申告書を提出してください。(収入申告書を提出しない、又は過少に申告された場合は、保護費を返還していただきます。)



(P.17「2. 収入を届け出る」、P.21「保護費を返さなければならぬとき」を参照)

(2) 病気などで治療が必要な方

病気やけがで治療が必要な方は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療を行ってください。(病気やけがの程度に応じ就労が必要です。) 医師から働けないと言われている方は治療に専念してください。



(3) ^{せいかつめん}生活面では

^{せいかつ ほ ご ひ}生活保護費は、^{げんそく}原則、^{つき}月1回^{かいとうげつぶん}当月分を口座振込で^{こうざふりこみ}支給^{しきゅう}します。

^{せいかつひ}生活費に^{けいかくてき}計画的に^{しょう}使用して^{つき}月の途中^{とちゅう}で^{つか}使い切る^きことのないよう、
^{かけいぼ}家計簿^{ひび}をつけたり、^{ししゅつ}日々の支出^{みなお}を見直す^{じしん}など、^{かぎ}ご自身^{きんせんかんり}で、^{おこな}できる^{せいかつ}限^いりの^{じこうじょう}金銭管理^{つと}を行い、^{おこな}生活^{せいかつ}の^い維持^{じこうじょう}向上^{つと}に努めてください。



2. ^{ほ ご ひ}保護費^{しきゅうもくてき}を支給^{つか}目的^{つか}のために使う

^{じゅうたく}住宅^{やちん}の家賃^{ちだい}(地代)、^{きゅうしょくひ}給食費^{きょうざいひ}や教材費^{がくのうきん}などの学納金^{がくのうきん}はそれぞれの
^{もくてき}目的^{しきゅう}のために^{たいのう}支給^{たいのう}されますので、^{たいのう}滞納^{たいのう}をしないでください。



3. ^{たんとういん}担当員^{しどうし}(ケースワーカー)の^し指導^し指示^{まも}は守^{まも}ってください。

^{たんとういん}担当員^{せいかつ ほ ご}(ケースワーカー)から^{もくてき}生活保護^{たっせい}の^{ひつよう}目的^{ひつよう}の^{まも}達成^{まも}に必要な^{まも}な
^し指示^しや^{しどう}指導^{まも}をすることがありますので、^{まも}これ^{まも}を守^{まも}ってください。

とどけで しんこく ひつよう
届出（申告）が必要なもの

せいかつ ほ ご じゅきゆうちゆう せいかつじょうきょう へんか ほ ご ひ
生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費
ちょうせい ひつよう とどけで しんこく ひつよう
を調整する必要があるため、届出（申告）が必要です。

ひつよう とどけで じじつ こと とどけで ぼあい ほんらい
必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をした場合は、本来
じゅきゆう う と ほ ご ひ じゅきゆう じゅきゆうず
受給（受け取る）できる保護費が受給できなかったり、受給済みの
ほ ご ひ へんかん
保護費を返還しなければならなくなることがあります。

ほ ご ひ かえ さんしょう
(P.21「保護費を返さなければならないとき」を参照)

せたいじょうきょう へんか とど で
1. 世帯状況の変化を届け出る

- じゅうしょ か てんきよ ぼあい じぜん そうだん
住所が変わるとき（転居する場合は事前に相談をしてください）
- かぞく へんか しゅっしょう しぼう てんにゆうてんしゅつ にゆうたいがく
家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・
きゅうがく そつぎょう にゆうたいいん じ こ けっこん
休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- しゅうしょく てんしよくまた たいしよく
就職や転職又は退職をしたとき
- けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険の資格を取得や喪失したとき
- きせい いえ ちようきかん る す
帰省などで家を長期間留守にするとき
- いえ こわ しゅうり ひつよう
家が壊れて修理が必要なとき
- やちん ちだい へんこう
家賃、地代が変更されたとき
- いるりょうきかん じゅしん
医療機関を受診するとき

いるりょうきかん じゅしん さんしょう
(P.23「医療機関を受診するときは」を参照)

- た せいかつじょうきょう おお へんか
その他生活状況に大きな変化があったとき

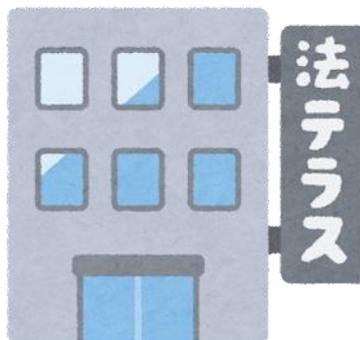


2. 収入を届け出る

- 毎月まいつきの給与きゅうよなどの定期的な収入ていきてき しゅうにゆう、賞与しょうよなどの臨時収入りんじしゅうにゆう
- 高校生こうこうせいなど未成年みせいねんの子このアルバイト収入しゅうにゆう
- 年金ねんきんや公的手当こうてきてあてなどの収入しゅうにゆう
- 生命保険せいめいほけんの入院給付金にゅういんきゅうふきんや解約返戻金かいやくへんれいきんの収入しゅうにゆう
- 交通事故こうつうじこの慰謝料いしやりょう、補償金ほしょうきんなどの収入しゅうにゆう
- 債務整理さいむせいりによる過払金かばらいきん収入しゅうにゆう
- 不動産ふどうさんなどの資産しさんの売却収入ばいきやくしゅうにゆう
- 相続そうぞく、養育費よういくひ、親族しんぞくからの仕送りしおくや援助えんじょなどの収入しゅうにゆう



※上記じょうきは一部いちぶの例れいであり、実際じっさいはあらゆる収入しゅうにゆうの申告しんこくが必要ひつようです。



しゅうにゆうしんこく
< 収 入 申 告 >

しゅうにゆうしんこく てきせい おこな つぎ こうじょ しゅうにゆう にんてい
 収 入 申 告 を 適 正 に 行 う と、次 の よう な 控 除 や 収 入 と し て 認 定
 とりあつか
 し ない 取 扱 い が で き る こ と が あ り ま す。

こうじょ しゅうにゆう にんてい きんがく じょがい
 控 除 と は、収 入 と し て 認 定 さ れ る 金 額 か ら 除 外 す る こ と で す。

こうじょ ぶん ほ ご ひ げんがく かね のこ
 控 除 さ れ た 分 は、保 護 費 が 減 額 に な ら な い た め、お 金 が 残 る こ と
 に な り ま す。

しゅうにゆう たい こうじょ れい
< 収 入 に 対 す る 控 除 の 例 >

しゅうろうしゅうにゆう たい こうじょ ○ 就 労 収 入 に 対 す る 控 除	
き そ こうじょ 基礎 控 除	きゅうよそうがく おう いちぶ こうじょ 給 与 総 額 に 応 じ て 一 部 が 控 除 さ れ ま す
さいみまんこうじょ 20 歳 未 満 控 除	さいみまん かた しゅうろう ばあい き そ こうじょ 20 歳 未 満 の 方 が 就 労 し た 場 合、基 礎 控 除 いってい きんがく こうじょ の ほ か 一 定 の 金 額 が 控 除 さ れ ま す。
た ひつようけいひ そ の 他 必 要 経 費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつよう 社 会 保 険 料、所 得 税、通 勤 交 通 費 な ど の 必 要 けいひ こうじょ 経 費 が 控 除 さ れ ま す
こうこうせい しゅうにゆう ○ 高 校 生 の アル バ イ ト 収 入	
こうこうせい しゅうにゆう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく 高 校 生 の アル バ イ ト 収 入 の う ち、授 業 料 の 不 足 分 や 修 学 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ 旅 行 費、学 習 塾 代、大 学・専 門 学 校 の 入 学 金 な ど 早 期 自 立 に あ みと しゅうにゆう にんてい とりあつか 充 て ら れ る と 認 め ら れ た も の は、収 入 と し て 認 定 し ない 取 扱 い と な り ま す。申 請 が 必 要 で す の で 担 当 員 に ご 相 談 く だ さ い。	

た じりつこうせい あ みと
 そ の 他、自 立 更 生 の た め に 充 て ら れ る と 認 め ら れ る も の に つ い て も
 しゅうにゆう にんてい とりあつか ばあい
 収 入 と し て 認 定 し ない 取 扱 い が で き る 場 合 が あ り ま す の で、
 しんこく そうだん
 申 告 す る と き に ご 相 談 く だ さ い。

3. 資産を届け出る

資産の増減や利用状況の変化があった場合は、届出が必要です。

資産の状況に変化がない場合でも、1年に1回は世帯全員の方が資産の保有状況を申告していただく必要があります。

<資産の例>

- ・土地や家などの不動産

(居住用不動産は原則、保有可。遊休(活用されずに放置されている)資産については原則、保有不可)

- ・生命保険や損害保険などの各種保険(個別事情による)

- ・自動車やオートバイ(個別事情による)

- ・高価な貴金属・証券・債券・株券など(原則、保有不可)



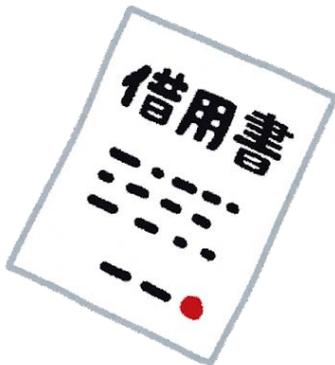
せいかつ ほ ご じゅきゆうちゆう しゃっきん

生活保護受給中は借金をしないでください

まいつき せいかつ さいていせいかつひ はんいない おこな つと しゃっきん
毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように努め、借金をし
ないでください。

きんゆうきかん しんぞく ちじん しゃっきん ぜんがく しゅうにゆう
金融機関や親族・知人などから借金をすると全額を収入として
にんてい しきゆう ほ ご ひ げんがく きんがく ほ ご
認定されます。支給される保護費が減額になり、金額によっては保護
ていしまた はいし へんさい おこな
が停止又は廃止になることがあります。また、返済を行うことでさら
せいかつ くる
に生活が苦くなります。

せいかつ ほ ご ひ しゃっきん へんさい げんそく みと
生活保護費から借金を返済することは原則、認められていませんが、
しょうがくきん いちぶ かしつけきん れいがい じぜん たんとういん
奨学金など一部の貸付金に例外がありますので、事前に担当員まで
そうだん
相談してください。



ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき

1. ふせいしゅだん ほごう ふせいじゅきゅう 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）



ひつよう とどけで
必要な届出をわざとしなかったり、
しゅうにゅう いつわ しんこく
収入を偽って申告したりするなど、
ふせい しゅだん ほごひ う と
不正な手段により保護費を受け取ると
「不正受給」となり、不正に受けた
ふせいじゅきゅう
保護費を返還していただきます。

ただ しんこく ばあい う
また、正しく申告していた場合に受
けられた控除なども受けられなくなり
ます。



あくしつ ほんだん ばあい けいじこくはつ
悪質と判断された場合は、刑事告発
などを行う場合があります。

2. しりょく 資力がありながら保護を受けたとき



きゅうはく じじょう しりょく
急迫した事情などで資力があるにも
かかわらず生活保護を受けた場合、先
しきゅう ほごひ あと へんかん
に支給した保護費を後から返還して
いただきます。

(例)

- しんせいじ ほゆう しさん ばいきやく
・申請時に保有していた資産の売却
- ねんきん う と
・年金をさかのぼって受け取ったとき
- こうつうじ こ いしやりょう う と
・交通事故の慰謝料を受け取ったとき

＜参考＞生活保護法

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 (略)

(罰則)

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

医療機関を受診するときは

1 初めて受診するとき

- (1) 生活福祉一課・二課の窓口で「医療機関を受診したい」と申し出てください。
- (2) 窓口で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状などを「傷病届」に記入していただきます。
- (3) その場で「医療券」をお渡しします。
- (4) 「医療券」を医療機関の窓口に出して、受診してください。
社会保険の資格がある方は、医療機関の窓口と一緒に保険証を出してください。

※この手続きを行わないと医療機関から診察料や薬代などを請求されますので、必ず(1)から(4)の手続きを行ってください。

上記の手続きが困難な場合は、電話で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状を担当員に連絡していただくこと、生活福祉一課・二課から医療機関に医療券を交付することで医療扶助を受けることができます。

2 続けて受診するとき

- (1) 直接、医療機関に行つて受診してください。
- (2) 1か月以上医療機関を受診しなかったときは、もう一度、初めて受診するときと同じ手続きをしてください。

3 夜間や休日に急病で受診するとき

- (1) 医療機関の窓口で保護を受けていることを伝えてください。

(2) 必ず翌日（市役所の開庁日）に初めて受診するときと同じ
手続きをしてください。

4 その他注意事項

(1) 入院・退院の場合は必ず担当員に連絡してください。

(2) できるだけ近くの医療機関を受診してください。また、同じ
病気で2つ以上の医療機関を受診したり、むやみに医療機関を
変えたりしないでください。

(3) 生活保護を受けている方は、原則、指定医療機関を受診して
いただきます。

(4) 生活保護では、薬は原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）
と決められています。



5 施術の給付について

施術（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）は、医療
機関の受診と手続きが異なります。事前に担当員にご相談ください。

(1) 柔道整復（接骨院・整骨院）が受診できるとき

① 打撲又ははねんぎの手当（スポーツでのねんぎなど）

② 脱臼又は骨折の応急手当

③ 応急手当以外の脱臼又は骨折の手当（医師の同意が必要）

※①又は②に当てはまらないときや、当てはまるかがわからない
ときは、担当員までご相談ください。

(2) その他の施術について

あん摩・マッサージ、はり・きゅうを医療扶助で受ける場合は、
事前の申請と医師の同意が必要です。

たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所にはケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。

担当員は、生活保護制度を正しく利用していただくため、あなたの家庭の生活状況や収入等を調査したり、いろいろな相談に応じるために、ときどきあなたのお住まいや入院（所）先を訪問します。個人情報（こじんじょうほう）は固く（かた）守ります（まも）。

みんせいいいん じどういいん 民生委員（児童委員）とは

民生委員は厚生労働大臣の委嘱（仕事を任せること）を受けた非常勤の公務員（こうむいん）です。

福祉事務所と協力（きょうりよく）し生活保護以外にも児童・母子・障がい者・高齢者（こうれいしゃ）に関する問題（もんだい）など社会福祉全般（しゃかいふくしぜんぱん）にわたり相談（そうだん）を受けています。個人情報（こじんじょうほう）は守（まも）られますので、安心（あんしん）してご相談（そうだん）ください。

ちく みんせいいいん
わたしの地区の民生委員



じゅうしょ
住所

なまえ
名前

でんわ
電話



ぎふしふくしじむしょ せいかつふくしいっか にか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課

〒500-8701

ぎふしつかさまち ほんち ぎふしやくしょ かい
岐阜市司町40番地1 (岐阜市役所 3階)

ちよくつうでんわ
(直通電話)

ほご がかり 保護1係	(058) 214-2162	ほご がかり 保護2係	(058) 214-2156
ほご がかり 保護3係	(058) 214-2157	ほご がかり 保護4係	(058) 214-2159
ほご がかり 保護5係	(058) 214-2448	ほご がかり 保護6係	(058) 214-2160
ほご がかり 保護7係	(058) 214-2163	ほご がかり 保護8係	(058) 214-2164
ほご がかり 保護9係	(058) 214-2161		

たんとういん
担当員
